平成２３年（フ）第５２３号
静岡市駿河区桃園町４番47号
債務者　株式会社シオザワ・デザイン建設
代表者代表取締役　佐藤　泰男
1　決定年月日時　平成23年９月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　蒲生　武幸
4　破産債権の届出期間　平成23年10月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月６日午前11時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第５２４号
静岡市駿河区小鹿1631番地の16、主たる営業所の所在地静岡市駿河区桃園町４番47号
債務者　株式会社オータスプラス
代表者代表取締役　佐藤　泰男
1　決定年月日時　平成23年９月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　蒲生　武幸
4　破産債権の届出期間　平成23年10月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月６日午前11時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１１６４７号
東京都港区虎ノ門４丁目３番１号城山トラストタワー27階
債務者　ＮＩＫＩ　ＭＯＢＩＬＥ株式会社
代表者代表取締役　リンボーフランシス
1　決定年月日時　平成23年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上沼　紫野
4　破産債権の届出期間　平成23年10月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月７日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１３号
滋賀県彦根市八坂町1774番地
債務者　有限会社ダイコク
代表者代表取締役　近藤　保徳
1　決定年月日時　平成23年９月２日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森田　重樹
4　破産債権の届出期間　平成23年10月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月５日午後２時
大津地方裁判所彦根支部

平成２３年（フ）第１４６０号
埼玉県上尾市浅間台１丁目21番８号
債務者　サンベル工材株式会社
代表者代表取締役　小助川博之
1　決定年月日時　平成23年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松苗　弘幸
4　破産債権の届出期間　平成23年10月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月６日午後１時30分
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２８３号
群馬県前橋市城東町５丁目１番15号
債務者　有限会社サンケイイースト
代表者取締役　坂本　道夫
1　決定年月日時　平成23年９月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長谷川亮輔
4　破産債権の届出期間　平成23年11月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月17日午前10時30分
前橋地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第８９０号
広島市中区広瀬北町８番14号
債務者　株式会社クロスワード
代表者代表清算人　鮎川　　洋
1　決定年月日時　平成23年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　丸岡　道秀
4　破産債権の届出期間　平成23年10月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月９日午後３時40分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３３５号
宮崎市大坪町粂田2650番地１
債務者　株式会社大淀農材
代表者代表取締役　田村光史郎
1　決定年月日時　平成23年９月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　橋口　律男
4　破産債権の届出期間　平成23年10月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月２日午前11時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１００４号
神戸市須磨区常盤町１丁目３番５号
債務者　新田工業株式会社
代表者代表取締役　新田　晴彦
1　決定年月日時　平成23年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　白川　哲朗
4　破産債権の届出期間　平成23年10月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月１日午前10時45分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１４号
栃木県真岡市田町１番地20
債務者　増渕　貴史
1　決定年月日時　平成23年９月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　五味淵郁章
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月８日午後３時
宇都宮地方裁判所真岡支部

平成２３年（フ）第３５３号
埼玉県飯能市仲町27番20号
債務者　有限会社くりはら
代表者取締役　栗原　政昭
1　決定年月日時　平成23年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐々木　修
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月９日午前11時
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第６０９号
埼玉県所沢市三ケ島４丁目2314番地の１
債務者　向洋建設株式会社
代表者代表取締役　小野　昭彦
1　決定年月日時　平成23年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　細田　初男
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月16日午前10時10分
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第３３４号
兵庫県西宮市鳴尾町５丁目２番33号
債務者　株式会社甲子園自動車整備
代表者代表取締役　西本二三夫
1　決定年月日時　平成23年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長城　紀道
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月17日午後１時30分
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第３９７号
和歌山県岩出市紀泉台281番地の10
債務者　株式会社リーレン
代表者代表取締役　東郷　義仁
1　決定年月日時　平成23年９月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　土井　智也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月21日午前10時５分
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第１２９４号
さいたま市南区大字広ヶ谷戸200番地33
債務者　有限会社プログレス
代表者代表取締役　青木　典嗣
1　決定年月日時　平成23年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　新井　弘明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月22日午後２時
さいたま地方裁判所第３民事部破産係